保衛第１３５５号
平成２８年２月１８日

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会会長　殿

沖縄県保健医療部長

旅館業法に係る協力依頼について

本県の生活衛生行政の推進については、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、宿泊料を受けて人を宿泊させる旅館業の営業については、旅館業法（昭和23年法律138号。以下、「法」という。）第３条に基づき都道府県知事の許可を受けなければなりません。

近年、インターネットを介して空き屋や共同住宅の空き室等の一般住宅に宿泊料を受けて宿泊させる施設（以下、「民泊」という。）が増加しており、その中には、法第３条に基づく許可を得ないで営業している（以下、「無許可営業」という。）事例もあります。特に、共同住宅の空き室を用いた民泊については、近隣住民とのトラブルが報告されており、マンション管理規約や賃貸借契約で定めた使用目的以外での使用も確認されております。

つきましては、別紙１により貴協会員に対し旅館業法について周知していただくとともに、無許可営業が疑われる事案については、当該営業施設の所在市町村を管轄する保健所（別紙２）へ情報提供していただきますよう御周知をお願いします。

保健所別管轄市町村一覧

保健所名	連絡先・住所	管轄市町村
北部福祉保健所	0980-52-2636 名護市大仲 2-13-1	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部福祉保健所	098-938-9787 沖縄市美原 1-6-28	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部福祉保健所	098-889-6799 南風原町字宮平 212	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町
宮古福祉保健所	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山福祉保健所	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所が管轄しておりますので、098-853-7963 に連絡して下さい。

（別紙１）

旅館業法に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　旅館業とはどのようなものですか

Ａ１　旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。そのため、「宿泊料」（Ｑ７参照）を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けません。
　なお、旅館業がアパート等の貸室業と違う点は、①施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、②施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこととなります。

Ｑ２　個人が自宅の一部を利用して人を宿泊させる場合は、旅館業法上の許可が必要ですか。

Ａ２　個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Ｑ１参照）には、旅館業法上の許可が必要です。

Ｑ３　知人・友人を宿泊させる場合でも旅館業法上の許可は必要ですか。

Ａ３　旅館業に該当する「営業」とは、「社会性をもって継続反復されているもの」となります。ここでいう「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものであり、一般的には、知人・友人を宿泊させる場合は、「社会性をもって」には当たらず、旅館業法上の許可は不要と考えられます。

Ｑ４　インターネットを介して知り合った外国の方が来日した際に、自宅の空き部屋に泊まってもらいました。その際、お礼としてお金をもらいましたが、問題ないでしょうか。

Ａ４　日頃から交友関係にある外国の方を泊められる場合は、Ｑ３の場合と同様と考えられます。ただし、インターネットサイト等を利用して、不特定多数の方を対象とした宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させる場合は、「社会性をもって継続反復されているもの」に当たるため、宿泊料と見なされるものを受け取る場合は、旅館業の許可を受ける必要があります。

Ｑ５　営利を目的としてではなく、人とのコミュニケーションなど交流を目的として宿泊させる場合でも、旅館業法上の許可は必要ですか。

Ａ５　人とのコミュニケーションなど交流を目的とすることだけでは旅館業法の対象外とならないため、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Ｑ１参照）には、旅館業法上の許可が必要です。

Ｑ６　土日のみに限定して宿泊サービスを提供する場合であっても、旅館業法上の許可は必要ですか。

Ａ６　日数や曜日をあらかじめ限定した場合であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為が反復継続して行われる場合は、旅館業法上の許可が必要です。

Ｑ７　「宿泊料」ではなく、例えば「体験料」など別の名目で料金を徴収すれば旅館業法上の許可は不要ですか。

Ａ７　「宿泊料」とは、名目だけではなく、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費などが含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、旅館業法上の許可が必要です。

Ｑ８　旅館業法上の許可を受けないで、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合はどうなりますか。

Ａ８　旅館業法第１０条では、許可を受けないで旅館業を経営した者は、６月以下の懲役又は３万円以下の罰金に処することとされています。

Ｑ９　旅館業法上の許可を受けるにはどうすればいいですか。

Ａ９　使用する予定の施設の所在する都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）で申請の受付や事前相談等を行っています。